

# 患者の識別子について

(4/10第10回検討会と同じ資料)

令和8年4月

内閣府 健康・医療戦略推進事務局

## 4. 医療等情報の収集方法等

### （2）患者の識別子

○ 患者の識別子について、これまでの検討会において、例えば以下のような意見があったところである。各種データを共通の患者識別子で横断的に解析可能にしていくことは、医療等情報の更なる利活用に向けて重要であり、国民・患者や医療現場の理解を得ながら、医療等情報を効果的・効率的に利活用できるよう、引き続き、これらの意見等を踏まえ、検討会で令和8年夏目途の議論の整理に向けて検討を行っていく。

- 様々なDBのデータを共通の患者識別子で連結して解析できるように、各DBで共通の患者識別子を付番する必要。患者識別子は早い段階で議論を行う必要。共通の識別子を使って横断的に解析していく環境を整えると断定すべき。
- 公的なDB、民間のDBを問わず、共通IDを使用して、データを連結できる環境整備が必要。国がイニシアチブをとって方針を策定してほしい。
- データガバナンスを実効的に実現するため、患者ごとのデータの連携や、患者によるオプトアウト等で患者識別子が必要。
- データ連携については、IDの整備が必要。例えばマイナンバーを活用できれば様々なデータベースが結合しやすくなる。
- 官民データを連結するため、マイナンバー制度の符号を用いた情報連携の仕組み等を活用することが重要。
- 識別子の強力性とリスクは裏腹。医療情報等のキーをマイナンバーにして、マイナンバーの悪用で個人の医療情報等が全部分かるのはリスクが高く、別手法を検討すべき。
- マイナンバーの利用は、マイナンバー制度のもともとの趣旨を逸脱してしまうという問題があるのではないか。
- 様々なデータソースを連結させるIDは重要。被保険者番号は個人番号化されており、医療の場合は被保険者番号が使われている。加入する保険者が変わるので、履歴を戻す必要があるが、履歴データは支払基金が管理しており、認められた場合は使用可能となっている。

研究者や企業等のビッグデータの分析を可能とし、治療と結果の因果関係等の分析につながるようにする。これにより、有効な治療法・医薬品・医療機器等の開発を通じた医療の質の向上、医療資源の最適配分や社会保障制度の持続性確保等の二次利用を進め、医学・医療のイノベーションの成果を国民・患者に還元できるよう、医療等情報の利活用の基本理念、制度枠組み等を含む全体像（グランドデザイン）を検討する必要がある中で、次の論点について、どのように考えるか。

### (1) 対象となる医療等情報

- ① 対象となりうる医療等情報の具体的な範囲は何が想定され（例：公的DB、次世代医療基盤法DB、電子カルテ情報、画像情報、疾患等レジストリ、バイオバンク、PHR等）、その上で、利活用の具体的なニーズを踏まえ、対象とする優先度の高い医療等情報は何か。
- ② その際、医療等情報の保有主体（行政、医療機関、学会、企業等）が多様な中、どの主体から、どのような医療等情報の提供が必要か。

### (2) 医療情報等の収集方法等

- ① 利活用の効率化やより質の高いデータの収集が可能となるようにする観点から、利活用の具体的なニーズと要する費用、医療現場の負担、知的財産権の保護等も考慮して、医療等情報の収集方法として、どのような方法が適当と考えるか。その際、医療等情報の保有主体への一定の強制力やインセンティブをどのように考えるか。
- ※ 我が国では3文書6情報をプッシュ型（医療機関による登録）で収集する電子カルテデータベースの構築が進められているが、EHDSではプル型（医療機関が保有するデータを参照可能）での収集も想定されている。
- ② データを連結して解析可能にする観点から、患者の識別子（例：被保険者等記号・番号、マイナンバー等）について、どのようにすることが適当と考えるか。
  - ③ 医療等情報の標準化について、患者の診療等の一次利用に役立つものであり、ひいては二次利用にも資する観点から、どのように考えるか。なお、構造化されていない医療等情報（テキスト文書、画像等）も、AIを活用して構造化することで、利活用が可能になりつつあることに留意。

※ 厚生労働省標準規格は、標準化活動を行う学会や民間の規格制定団体が参画する医療情報標準化推進協議会で選定された規格を、厚生労働省の保健医療情報標準化会議で議論し、厚生労働省標準規格として採択して普及を図っている。

# デジタル社会の実現に向けた重点計画（2025年6月13日閣議決定）（抜粋）②

## （医療データの利活用に関する今後の対応）

- これまでの進捗を踏まえ、医療データの二次利用を制度的に更に円滑化するため、次の対応を行う<sup>34</sup>。なお、医療データの一次利用を含めた更なる円滑化については、別途個人情報保護法において具体的な検討が進められている<sup>35</sup>ことに留意する。
- ① 2025年3月に発効したEUのEHDS（European Health Data Space）規則において、医療機関、製薬会社等の医療データ保有者は、その保有するデータについて、研究者等の医療データ利用者へ共有することが義務付けられており<sup>36</sup>、必要な情報連携基盤等が構築されることとなっていることも参考としつつ、我が国における医療データの利活用（一次利用及び二次利用）に関する基本理念や包括的・体系的な制度枠組みとそれと整合的な情報連携基盤の在り方を含む全体像（グランドデザイン）を明らかにする。
- ② 制度枠組みの対象とする医療データの具体的内容について、医学研究、創薬、医療資源の最適配分といった具体的なニーズを踏まえ、その具体的範囲を検討する。その際、電子カルテについては3文書6情報<sup>37</sup>の標準化が既に進められているが、これ以外のデータ項目の利活用ニーズを踏まえ様々な形態の二次利用を可能とする医療データの更なる充実を図る<sup>38</sup>とともに、利活用の効率化やより質の高いデータの収集が可能となるよう、データの適切な収集方法<sup>39</sup>、内容・形式の標準化や各種医療データを横断的に解析可能とする患者の識別子についても併せて検討する。なお、電子カルテに含まれる医療データのうち、構造化されていないものについても、AIを活用し構造化することで、従前より低コストで効率的に利活用することが可能になりつつあることに留意する。
- ③ 医療機関、学会、独立行政法人等の様々な主体が保有する医療データについて、一定の強制力や強いインセンティブを持って収集し、利活用できる仕組みの在り方、そのデータを研究者や製薬会社等が円滑に利活用するための公的な情報連携基盤の在り方を検討する。その際、現状の次世代医療基盤法では、医療データの提供を行う協力医療情報取扱事業者が約150にとどまるといった状況がある中で、医療データの提供が任意かつインセンティブが乏しい等の指摘があることや円滑な医療データの収集に当たっては、医療機関等のデータ保有者のインセンティブの確保もまた重要であることに留意する。また、公的DB以外の学会のデータベース等を含めて識別子による連結解析ができるような制度設計を可能とする必要があることに留意する。

34 詳細については、例えば、医学系倫理指針におけるデータの取扱いを含め、2023年度の規制改革実施計画やその後の規制改革推進会議での議論等を踏まえるものとする。

35 脚注19のとおり、個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しにおいては「個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方」が制度的な論点の項目として挙げられ、このうち同意規制の在り方としては「取得の状況から見て本人の意思に反しない取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方」、「生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方」等について検討が進められている。

36 EHDSでは知的財産権や営業秘密の保護を前提。

37 厚生労働省が電子カルテ情報の標準化に向けて定めた優先的な標準化対象であり、「3文書」は診療情報提供書、退院時サマリー、および健診結果報告書を指し、「6情報」は傷病名、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等、検査、感染症、処方指す。

38 一次利用で収集する電子カルテのデータの充実による二次利用の充実を含む。

39 例えば、我が国では3文書6情報をプッシュ型（医療機関による登録）で収集する電子カルテ情報共有サービスの構築が進められているが、EHDSではプル型（医療機関が保有するデータを参照可能）での収集も想定されている等の違いがあり、こうした諸外国の取組の進捗等にも留意する。

# 規制改革実施計画（2025年6月13日閣議決定）（抜粋）③

c 内閣府、デジタル庁及び厚生労働省は、医療等データの情報連携基盤の構築に関し、利活用の個別システムの部分最適を図るのではなく、一次利用及び二次利用の全体最適の観点から、データガバナンス及び医療等データの情報連携基盤を一体的かつ体系的に構築する必要があるとの指摘がなされていることを踏まえ、今後、民間事業者等の様々な主体が保有するデータベースなども対象に含めることも想定しつつ、a の医療等データの包括的かつ横断的な利活用に関する所要の制度及び運用の整備に関する検討・結論と整合的な医療等データの情報連携基盤の在り方について速やかに検討に着手し、令和7年末を目途に中間的に取りまとめを行った上で、令和8年夏を目途に結論を得次第、a の検討・措置の状況を踏まえつつ、速やかに必要な措置を講ずる。その検討に当たっては、公的 D B の仮名化情報の利用・提供及び連結解析を可能とする際の適切な保護措置及び各公的 D B の管理・運用方法も参考にしつつ、以下の事項に留意するものとする。

- ・ システムの全体構成について、連結分析可能化が進む公的 D B 等も含めた今後の更なる利活用に向けては、民間事業者等の様々な主体が保有するデータベース（患者等本人の健康に影響を与える要因に関するデータ（例えば、所得、就労、介護、家族情報、公費負担医療、福祉等）を格納するデータベースを含む。）等との連結解析が有益であることから、具体的なニーズ及び重要性を踏まえ、正確で効率的なデータ連結を可能とする仕組みや、クラウド環境（クラウド型の情報連携基盤を活用した Visiting 解析環境を含む。以下同じ。）の整備、A P I（Application Programming Interface の略称。他システムの情報や機能等を利用することで、アプリケーションの開発やデータの共有・利活用を容易にするための仕組みをいう。）の利用なども含めたシステム構築の検討が必要であること。
- ・ 医療等データの利用・提供を行うに当たっては、それだけで本人の特定が可能となる氏名等の情報を削除するなど、情報の加工基準等を定めたガイドラインの整備を検討する必要があること。
- ・ クラウド環境での利用を基本とし、差別など本人の不利益となるような不適切利用を防止するため、ログの活用等により利用者のデータの利用状況の監視・監督を行うこと。また、利用する医療等データの記憶媒体を介した提供を可能としかどうかについては、その必要性や要件を検討し、明確化すること。照合禁止やデータ消去、安全管理措置、不正利用の際の罰則等を求めることに加え、利用者に対する措置要求の義務や、利用者に対する従業員の監督の義務、罰則等を上乗せで設けることを検討する必要があること。
- ・ データベースに研究者、企業等がリモートアクセス（国が指定する特定の施設に限定せず、研究者等の自宅や研究室等からセキュリティレベルを保ったまま医療等データを格納するシステムにアクセスし、分析・集計を行うことができるアクセス方式をいう。）し、一元的で安全であるのみならず迅速かつ円滑に利用・解析を行うことができるクラウド環境の情報連携基盤の構築を検討する必要があること。その際、当該情報連携基盤に求められる機能・要件やその設計等については、医療・介護データ等解析基盤（H I C :Healthcare Intelligence Cloud）との関係性を整理する必要があること。また、情報連携基盤上で操作可能な情報の範囲に解析を補助するデータ（利用者が持ち込むものを含む。）を含むこと、適切な情報セキュリティを確保しつつ解析ソフトウェアの持込みを可能とすること、円滑な利用・提供が可能となるようデータ及び利用者の規模に応じたクラウド環境（高性能計算向け汎用ベクトル・行列演算プロセッサ（G P U : Graphics Processing Unit）、ストレージ等）の整備を行うこと等についても検討する必要があること。
- ・ データベース間連携の際の医療等データ間の突合手段の整備について、医療等データの分散構造を前提とすると、被保険者等記号・番号等やマイナンバーの活用をも含めたデータ連携のための I D 整備を検討する必要があること。なお、この場合、二次利用を行う者において、特定の個人が識別される可能性の増大の有無を踏まえて、個人の権利利益の保護の観点から必要な措置を検討する必要があること。
- ・ 医療等データの利活用に当たっては、現在の電子カルテ情報共有サービスの対象情報（3文書6情報（①キー画像等を含む診療情報提供書、②キー画像等を含む退院時サマリー及び③健康診断結果報告書の文書情報並びに①傷病名情報、②薬剤アレルギー等情報、③その他アレルギー等情報、④感染症情報、⑤検査情報（救急時に有用な検査、生活習慣病関連の検査）及び⑥処方情報の医療情報））よりも、より広い範囲の情報の標準化が求められていること。特にニーズのある情報は、電子カルテ内で医師がテキストで入力している情報であると指摘されているが、そのままでは利活用ができず何らかの処理を行う必要もあり、構造化等の取組が必要になること。加えて、利活用の現場ニーズと、データ整備に要する社会コストを踏まえると、

- EHDS規則では患者の識別子として何を用いるかは規定されておらず、FAQ※において、データ連結に必要な患者の識別子は、健康保険番号や当該医療システムで一般的に使われる識別子が用いられる旨の記載がある。

※「Frequently Asked Questions on the European Health Data Space(Last updated 5 March 2025)」

「Frequently Asked Questions on the European Health Data Space(Last updated 5 March 2025)」35ページ  
(日本語は仮訳)

データ許可が「期間X～Zに病院H～Mで実施された処置Gと処置Pに関するデータ項目A～Fで、患者が異なる病院で処置Gと処置Pを受けている場合にはデータ連結を行う」という内容で発行される場合：処置Gと処置Pが異なる病院で実施され、各病院が互いの実施状況を知らない可能性があるため、病院側が患者識別子（例：健康保険番号、または当該医療システムで一般的に使用されるその他の識別子）を含める必要がある可能性がある。これにより、HDABはSPE（安全な処理環境）でデータを提供するための準備作業においてデータ連結を実施できる。ただし、これらの患者識別子はデータ利用者には提供されない。利用者に提供されるのは、「行Xと行Yは同じ人物に対応している」という情報のみ。HDABはデータ保有者である病院と連携し、例えばHDABに開示する前に識別子をハッシュ化するという作業の詳細について調整し、必要に応じて追加の仮名化処理を行うことがある。

# マイナンバー制度の目的

- マイナンバー制度は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、効率的な情報の管理・利用、他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするためのものとされている。

## 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（抄）

### （目的）

第一条 この法律は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の特例を定めることを目的とする。

### （基本理念）

第三条 個人番号及び法人番号の利用は、この法律の定めるところにより、次に掲げる事項を旨として、行われなければならない。

- 一 行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることによって、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資すること。
  - 二 情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる情報システムを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによって、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。
  - 三 個人又は法人その他の団体から提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求めるとを避け、国民の負担の軽減を図ること。
  - 四 個人番号を用いて収集され、又は整理された個人情報法令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいすることがないよう、その管理の適正を確保すること。
- 2 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野における利用の促進を図るとともに、行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない。
- 3 個人番号の利用に関する施策の推進は、個人番号カード（カード代替電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）が第一項第一号に掲げる事項を実現するために必要であることに鑑み、行政事務の処理における本人確認の簡易な手段としての個人番号カードの利用の促進を図るとともに、カード記録事項が不正な手段により収集されることがないよう配慮しつつ、行政事務以外の事務の処理において個人番号カードの活用が図られるように行われなければならない。
- 4 個人番号の利用に関する施策の推進は、情報提供ネットワークシステムが第一項第二号及び第三号に掲げる事項を実現するために必要であることに鑑み、個人情報の保護に十分配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が迅速に特定個人情報の授受を行うための手段としての情報提供ネットワークシステムの利用の促進を図るとともに、これらの者が行う特定個人情報以外の情報の授受に情報提供ネットワークシステムの用途を拡大する可能性を考慮して行われなければならない。

# マイナンバー制度は、 行政を効率化し、国民の利便性を高め、 公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

## 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

## 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



## 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

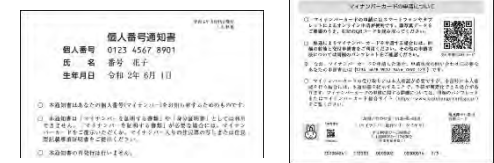
# マイナンバー制度の概要

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。いわゆる「マイナンバー法」）

## < 趣旨 > 行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する基盤

### I 番号利用の仕組み

- 1 日本国内の全住民に12桁のマイナンバー（個人番号）を付番。
- 2 ・社会保障制度、税制、災害対策等、法令又は条例で定められた事務（個人番号**利用事務**）において利用。  
・利用事務に関して必要な限度で利用される事務（個人番号**関係事務**）においても取り扱われる。  
⇒行政事務の効率化、情報連携による行政手続の簡素化。
- 3 マイナンバーは、本人確認（番号確認と身元確認）と共に使用。取得・利用・提供・保管・安全管理などに一定のルールがある。また、マイナンバー法に定める場合以外のマイナンバーの収集・保管の禁止。
- 4 法人には13桁の法人番号が付与。個人番号と異なり、誰でも自由に利用可能。



### II マイナンバーカード（個人番号カード）

- ① マイナンバーの通知後、個人の申請により交付される顔写真入りカード。
- ② マイナンバーの本人確認（番号確認と身元（実存）の確認）を1枚で行うことが可能。
- ③ マイナンバーを使わずに電子的に個人を認証する機能等（ICチップ）を搭載。官民の様々な用途に利用可能。



### III マイナポータル

- ① マイナンバーに関係する行政機関間での自分の情報のやり取りや情報の確認ができる個人用のサイト。
- ② 自宅のパソコン等から各種お知らせの受信、官民の各種手続きなどのサービスも提供。

# マイナンバーには、利用、提供、収集の制限があります。

## 1. マイナンバーの利用制限

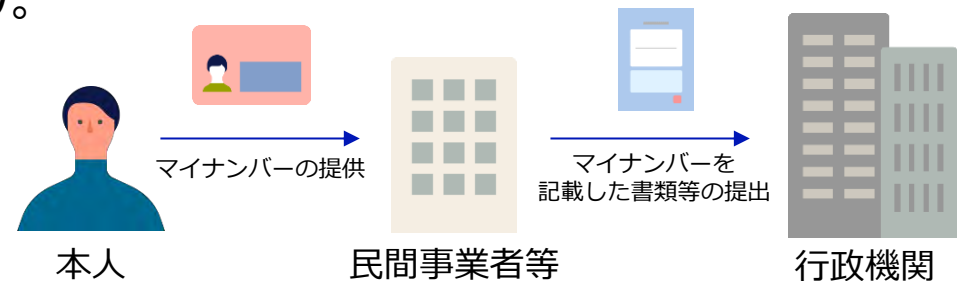
マイナンバーの利用が可能な事務は、法令又は条例で限定されています。

2016年1月～**社会保障・税・災害対策分野**の事務で利用

2023年6月～**社会保障・税・災害対策以外の行政分野**の事務でも利用可能

## 2. マイナンバーの提供の求め

- ・法令又は条例で定められた行政手続に関する手続書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます。
- ・法令又は条例で明記された場合を除き、マイナンバーを含む個人情報（特定個人情報）を第三者に提供してはなりません。



## 3. 特定個人情報の収集制限

法令等に基づく場合を除き、特定個人情報（例えば、マイナンバーカード裏面のコピー）を収集することはできません。

※マイナンバーカードの裏面に記載されたマイナンバーを意図せずに見た場合は、特定個人情報の収集にはあたりません。また、意図せずコピーを取得した場合においても、直ちに復元不可能な手段で廃棄すれば、法令上問題ありません。

# マイナンバーを利用できる事務

(個人番号利用事務(法別表(第9条関係)))

## 社会保障分野

- ① 年金分野  
年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。  
例：国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務
- ② 労働分野  
雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。  
例：雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務
- ③ 福祉医療等の分野  
医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付等に利用。  
例：健康保険法による健康保険に関する事務  
生活保護法による保護の決定、実施に関する事務  
公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務

## 税分野

国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。

## 災害対策分野

被災者生活再建支援金の支給や被災者台帳の作成に関する事務等に利用。

## その他の行政分野

理容師、美容師、小型船舶操縦士及び建築士等の国家資格等、自動車の変更登録、在留資格に係る許可等に関する事務に利用。

※このほか、社会保障、地方税、防災に関する事務その他の事務であって、地方公共団体が条例で定める事務で利用可能。



# マイナンバー制度における情報連携

○各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類(住民票、課税証明書等)を省略可能とするなどのため、マイナンバー法(※)に基づき、異なる行政機関等の間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやり取りを行う。

(※) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(2013年法律第27号)

## 1. 経緯

- ・2013年5月 マイナンバー法公布
  - ・2015年10月 国内全住民に付番
  - ・2016年1月～ 国税・地方税・社会保障関係手続(年金関係を除く)において利用開始
  - ・2017年11月～ 情報連携の本格運用開始(約850手続)
  - ・2018年10月～ 情報連携の拡充(約1,200手続)
  - ・2019年7月～ 年金関係手続の情報連携の本格運用開始
  - ・2024年3月～ 戸籍関係情報の連携開始(戸籍謄抄本等の添付が省略可能に)
- ※2026年2月現在 約3,500手続で添付書類の省略が可能

## 2. 情報連携の概要

住民票関係情報(続柄など住民票に記載される基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)以外の情報)

⇒**社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、世帯が同一であるかの審査に利用。**

⇒**住民が申請する際、住民票の写しが不要に!**

○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務

○健康保険法による保険給付の支給に関する事務 等

地方税関係情報(住民税の課税情報又はその算定の基礎となる収入情報)

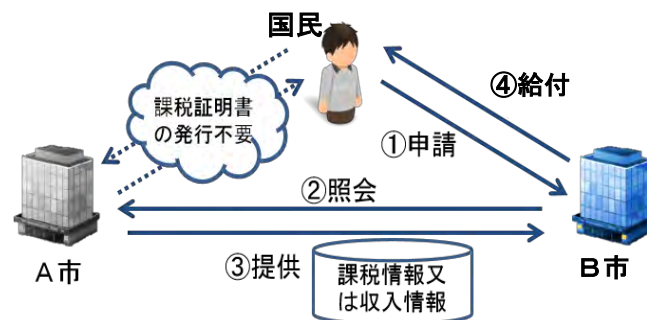
⇒**社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、所得要件の審査に利用。**

⇒**住民が申請する際、課税証明書等の証明書類が不要に!**

○児童手当法による児童手当の支給に関する事務

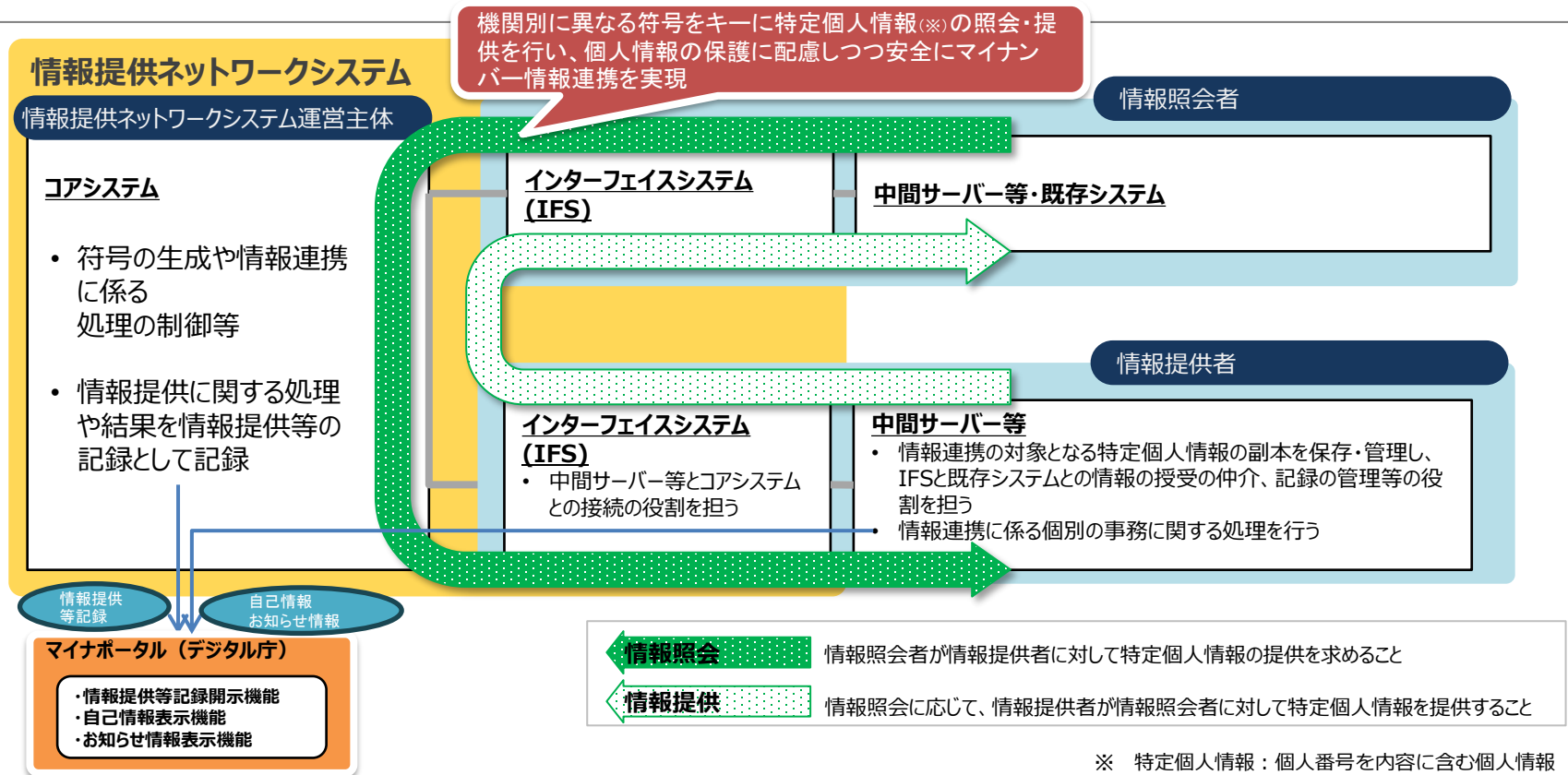
○介護保険料の減免の申請に関する事務 等

【事例】児童手当の申請(A市からB市に転居した場合)

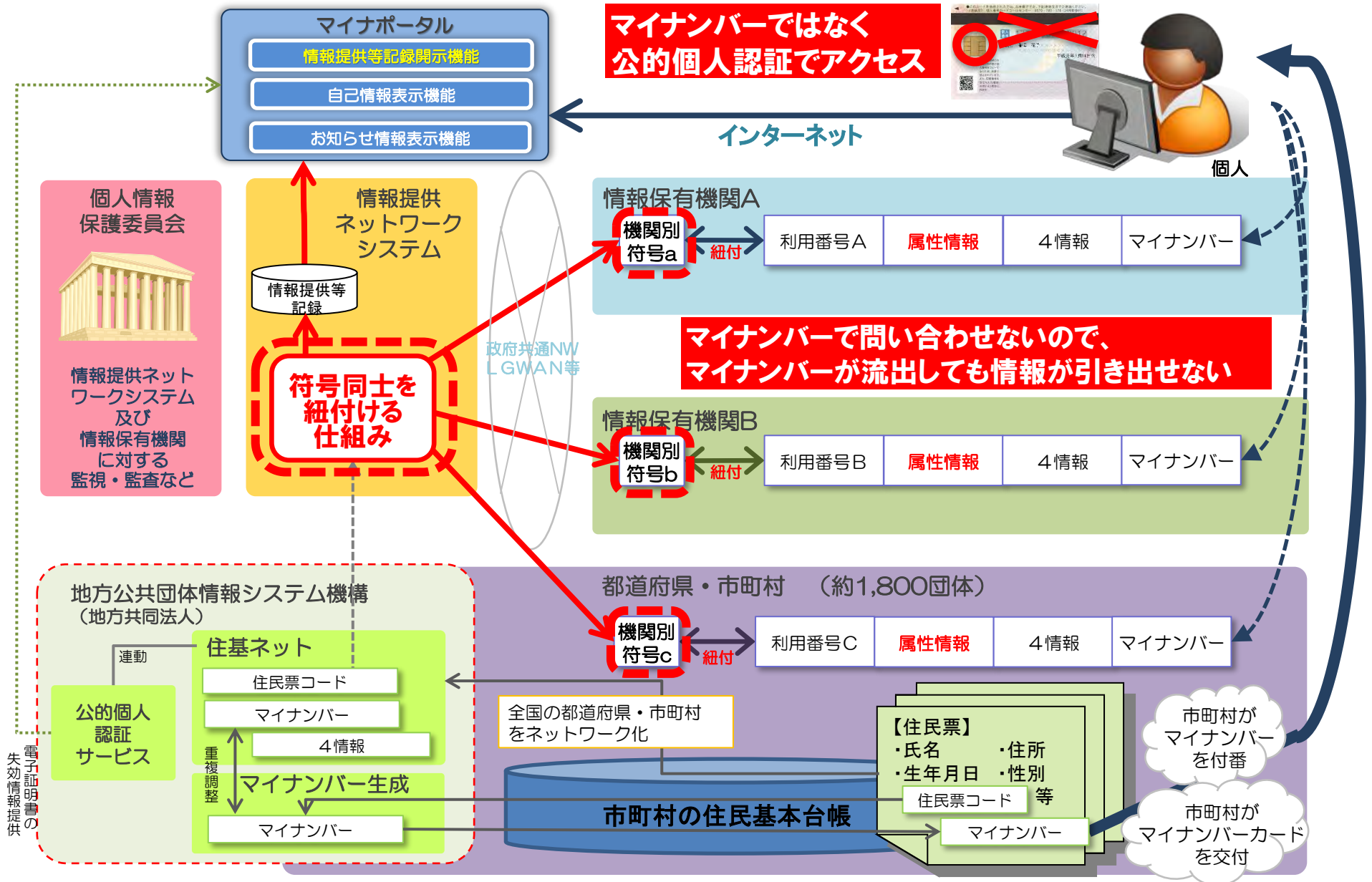


## 情報提供ネットワークシステムの概要

- 情報提供ネットワークシステムとは、番号利用法第21条第1項に基づき設置・管理する情報連携のための基盤（2017年7月から運用）。
- 情報提供ネットワークシステムでは、個人番号を用いず、暗号化された機関ごとの符号（機関別符号）を用いて情報連携を行うことにより、マイナンバー情報連携の安全性を確保している。
- 番号利用法に基づく行政機関等間の情報連携のハブとなるとともに、マイナポータルを通じた行政機関等のサービスにも活用



# マイナンバー制度における、符号を用いた情報連携



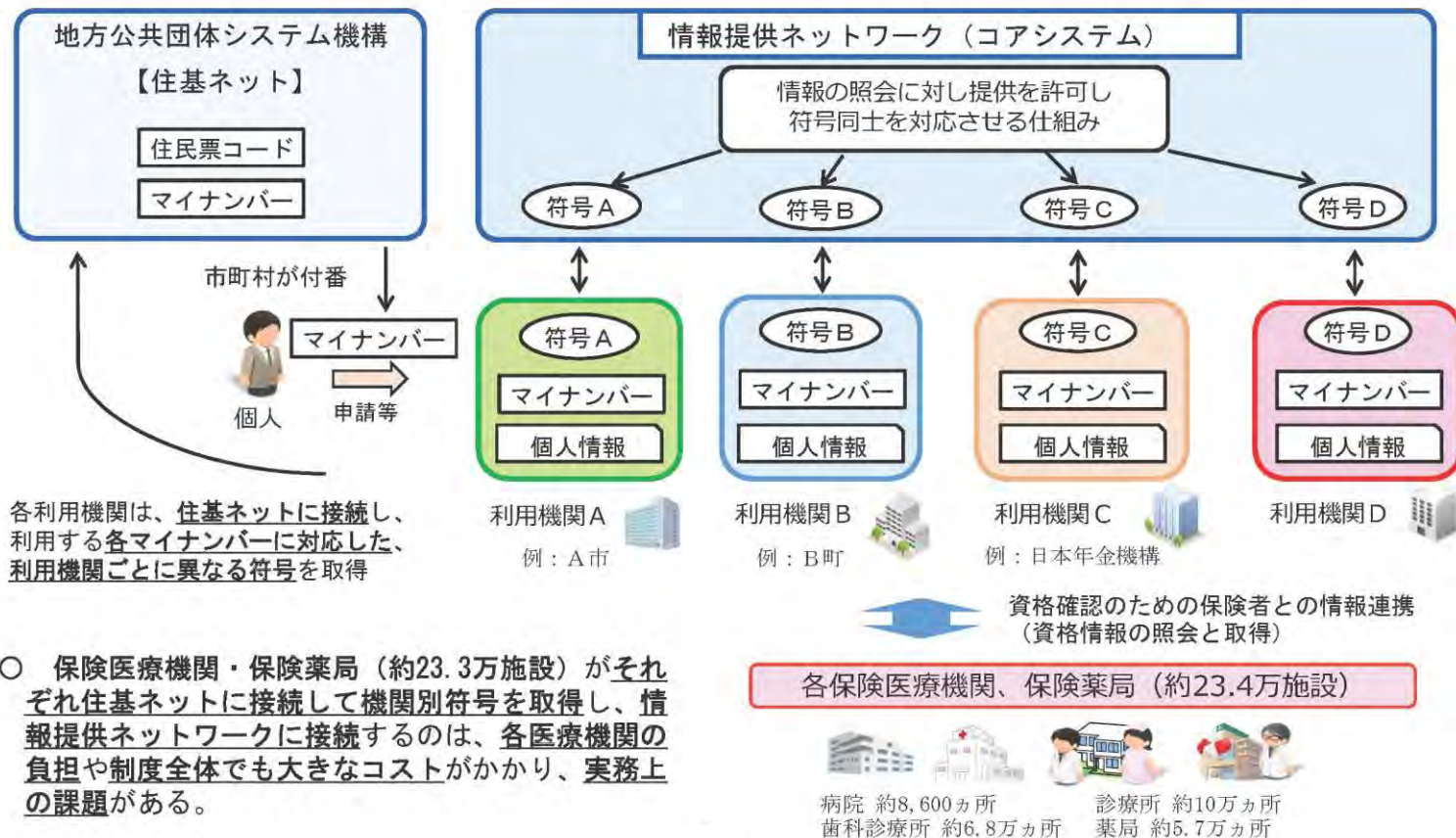
# マイナンバー制度における情報連携の仕組み

- マイナンバー制度は、セキュリティの観点から、マイナンバーそのものを個人情報に付して情報連携する仕組みとはしていない。各利用機関が住基ネットに接続し、利用する各マイナンバーに対応した利用機関ごとに異なる「機関別符号」を取得した上で、情報提供ネットワークシステム（暗号など容易に復元できない通信方法によってマイナンバーを内容に含む個人情報の提供を管理するためのマイナンバー制度のネットワークシステム）を介して機関別符号同士を対応させる仕組みにより情報連携している。

平成27年12月10日 医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会報告書参考資料

## マイナンバー制度における情報連携の仕組み

- マイナンバー制度の情報連携のインフラは、仮にマイナンバーが漏洩しても悪意のある者がマイナンバーを用いて個人情報にアクセスできないよう、利用機関ごとに異なる「機関別符号」を用いて情報連携する仕組みとしており、マイナンバーそのものを個人情報に付して情報連携はしない。これにより、芋づる式の情報漏えいも防止する仕組みとしている。



- 保険医療機関・保険薬局（約23.3万施設）がそれぞれ住基ネットに接続して機関別符号を取得し、情報提供ネットワークに接続するのは、各医療機関の負担や制度全体でも大きなコストがかかり、実務上の課題がある。

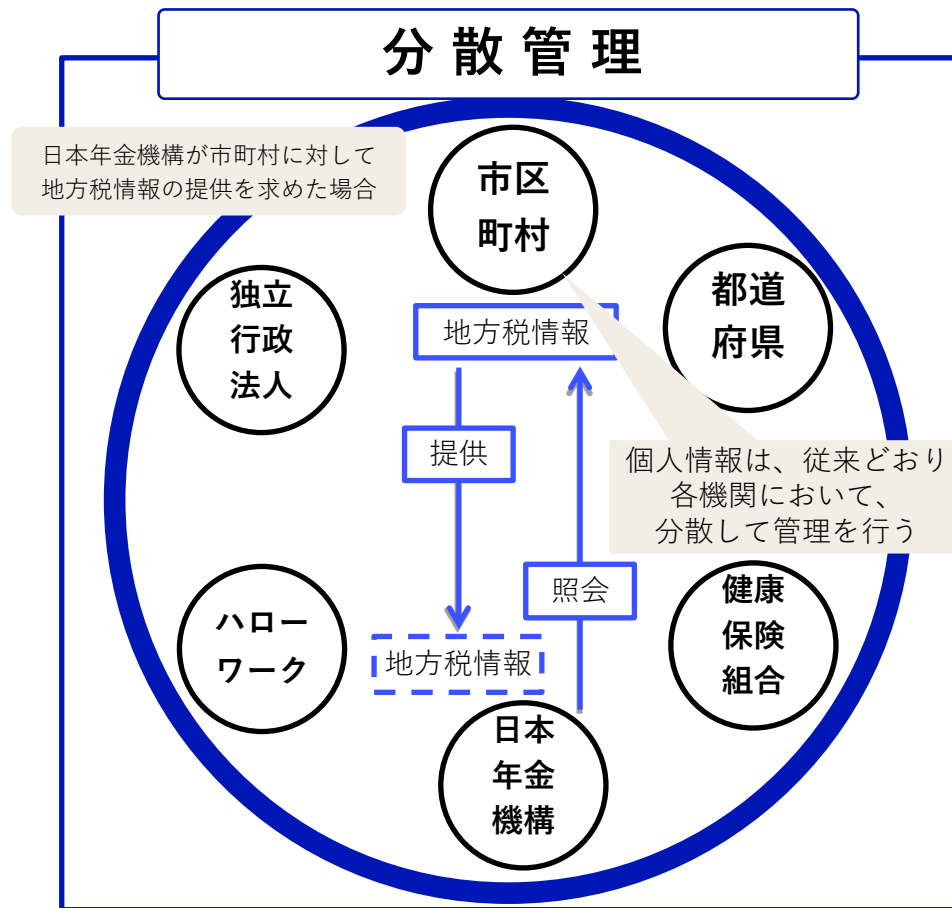
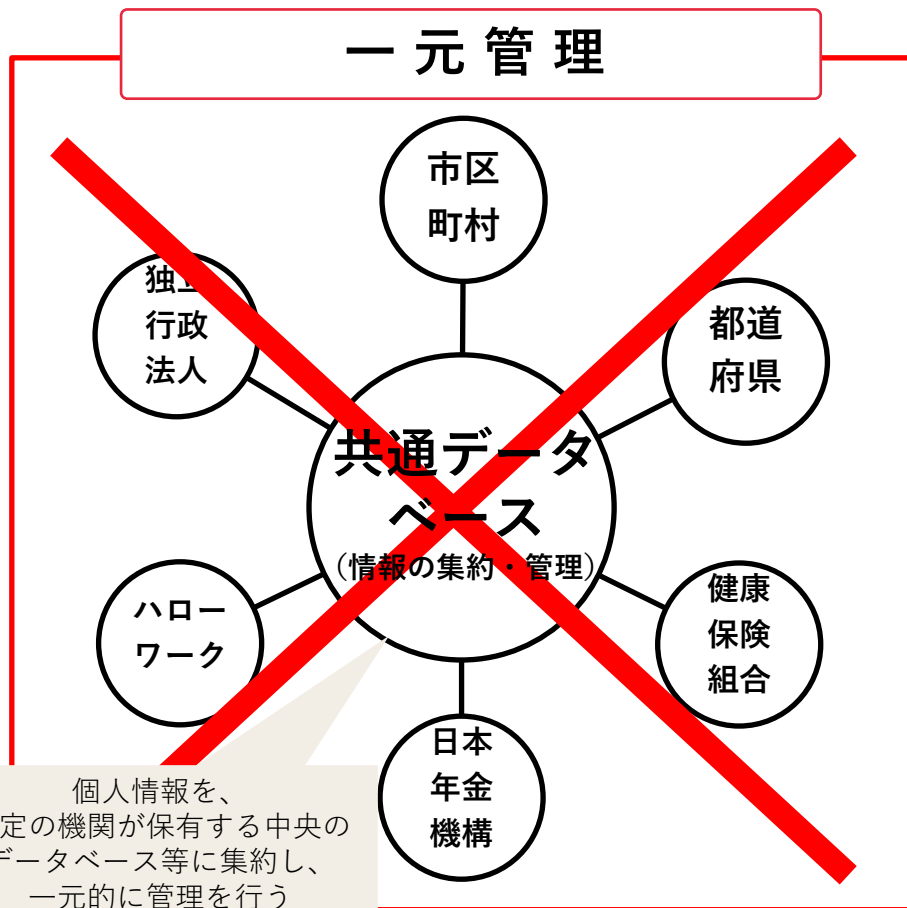
# マイナンバー制度における個人情報の管理（分散管理）



マイナンバー制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『一元管理』の方法をとるものではない。



マイナンバー制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、利用特定個人情報提供主務省令で定められるものにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『分散管理』の方法をとるものである。



# マイナンバー制度における安心・安全の確保

## マイナンバー制度に対する国民の懸念

- マイナンバーを用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が外部に漏えいするのではないかと懸念
- マイナンバーの不正利用（例：他人のマイナンバーを用いた**成りすまし**）等により財産その他の被害を負うのではないかと懸念
- 国家により個人の様々な個人情報がマイナンバーをキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかと懸念



## 制度面における保護措置

- ① 本人確認措置（マイナンバーの確認・身元（実存）の確認）（マイナンバー法第16条）
- ② マイナンバー法の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（マイナンバー法第20条、第29条）
- ③ 個人情報保護委員会による監視・監督（マイナンバー法第33条～第35条）
- ④ 特定個人情報保護評価（マイナンバー法第27条、第28条）
- ⑤ 罰則の強化（マイナンバー法第48条～第57条）
- ⑥ マイナポータルによる情報提供等記録の確認（マイナンバー法附則第6条第3項）

## システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施
- ② マイナンバーを直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施



## マイナンバーの利用に係る過去の検討①

- 番号制度の創設時の検討過程（平成23年6月 政府・与党 社会保障・税番号大綱）において、
  - ・ 医療情報は機微性が高いため、医療分野は、マイナンバーとは別の番号とする整理とされた。

### 社会保障・税番号大綱（平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部）（抄）

#### 第4 情報の機微性に応じた特段の措置

社会保障分野、特に医療分野等において取り扱われる情報には、個人の生命・身体・健康等に関わる情報をはじめ、特に機微性の高い情報が含まれていることから、個人情報保護法成立の際、特に個人情報の漏洩が深刻なプライバシー侵害につながる危険性があるとして医療分野等の個別法を検討することが衆参両院で付帯決議されている。

今般、番号制度の導入に当たり、番号法において「番号」に係る個人情報の取扱いについて、個人情報保護法より厳格な取扱いを求めることから、医療分野等において番号制度の利便性を高め国民に安心して活用してもらうため、医療分野等の特に機微性の高い医療情報等の取扱いに関し、個人情報保護法又は番号法の特別法として、その機微性や情報の特性に配慮した特段の措置を定める法制を番号法と併せて整備する。なお、法案の作成は、社会保障分野サブワーキンググループでの議論を踏まえ、内閣官房と連携しつつ、厚生労働省において行う。

## マイナンバーの利用に係る過去の検討②

- 平成27年の厚生労働省の研究会において、
  - ・ 医療等分野において、マイナンバーそのものを情報連携の手段としてネットワークのシステムに入れて用いることは、マイナンバーの漏えいの危険性を高め、マイナンバー制度のセキュリティやシステム設計とも矛盾するとされた。
  - ・ また、医療機関等が情報提供ネットワークシステム（暗号など容易に復元できない通信方法によってマイナンバーを内容に含む個人情報の提供を管理するためのマイナンバー制度のネットワークシステム）を利用する場合、同じ患者に対し、医療機関等がそれぞれ異なる機関別符号を住基ネットに接続して取得する必要があり、各医療機関等の安全管理やコスト負担、制度全体の運営コストが膨大になるので、事実上困難であるとされた。

### 医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会 報告書（平成27年12月10日）（抄）

#### 3 マイナンバー制度のインフラとの関係

##### （1）マイナンバー制度における情報連携のインフラの仕組み

マイナンバー制度（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）は、行政機関等が効率的な情報管理と迅速な情報の授受にマイナンバーを用いることで、行政運営の効率化や国民の利便性の向上を図ることを目的としており、マイナンバーの利用範囲と利用機関を法律に明記するとともに、医療機関等が医療情報の連携にマイナンバーを用いる仕組みとはしていない。

マイナンバー制度の情報連携のインフラは、仮にマイナンバーが漏えいしても、悪意のある者がマイナンバーを用いて個人情報にアクセスができないよう、マイナンバーそのものを個人情報に付して情報連携するシステムとはしていない。特定個人情報（マイナンバーを内容に含む個人情報）の照会と提供を行う利用機関（利用事務実施者）は、住基ネットに接続し、利用機関ごとに異なる「機関別符号」を取得した上で、「情報提供ネットワークシステム」（暗号など容易に復元できない通信方法によって特定個人情報の提供を管理するため、総務大臣が設置・管理するマイナンバー制度のネットワークシステム）を介して情報連携する仕組みとしている。

このため、医療等分野に限って、マイナンバーそのものを情報連携の手段としてネットワークのシステムに入れて用いることは、マイナンバーの漏えいの危険性を高め、マイナンバー制度のセキュリティやシステム設計とも矛盾することになる。

また、仮に、医療機関等が情報提供ネットワークシステムを利用する場合、同じ患者に対し、各医療機関等がそれぞれ異なる機関別符号を住基ネットに接続して取得する必要があり、各医療機関等の安全管理やコスト負担だけでなく、制度全体の運営コストが膨大になるので、事実上困難である。

一方で、マイナンバー制度では、後述する住民票コードと対応した一意的な識別子（機関別符号）を用いた情報連携の仕組みがあることや、高度なセキュリティを備えた高機能な I C チップの個人番号カードによる公的個人認証の仕組みを活用して、行政機関が保有する個人情報を含め、国民自らが様々な本人の個人情報に安全で効率的にアクセスできる情報インフラの構築を進めている。

医療等分野でも、二重投資を避ける観点から、こうした広く社会で利用されるマイナンバー制度の情報インフラを最大限に活用していくことが合理的である。

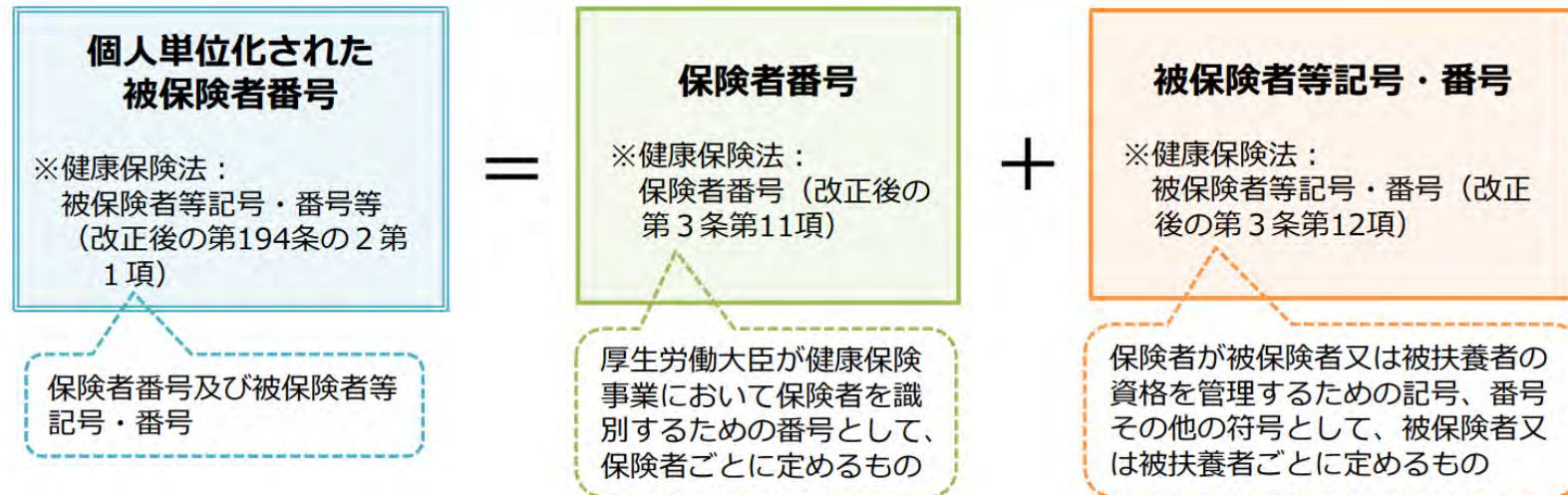
# 被保険者番号の概要

- 被保険者番号は、保険者番号と、被保険者又は被扶養者ごとに定められる被保険者等記号・番号から成り立っており、令和2年10月から個人単位化されている。

## 被保険者番号の個人単位化

令和元年7月31日 医療等情報の連結推進に向けた被保険者番号活用の仕組みに関する検討会 資料

今国会に提出された健康保険法等一部改正法案に基づき、医療保険の被保険者番号が個人単位化されることによって、保険者の枠組みを超えて、全国規模で、個人単位での資格確認・把握が可能になる（公布日から2年以内に施行予定）



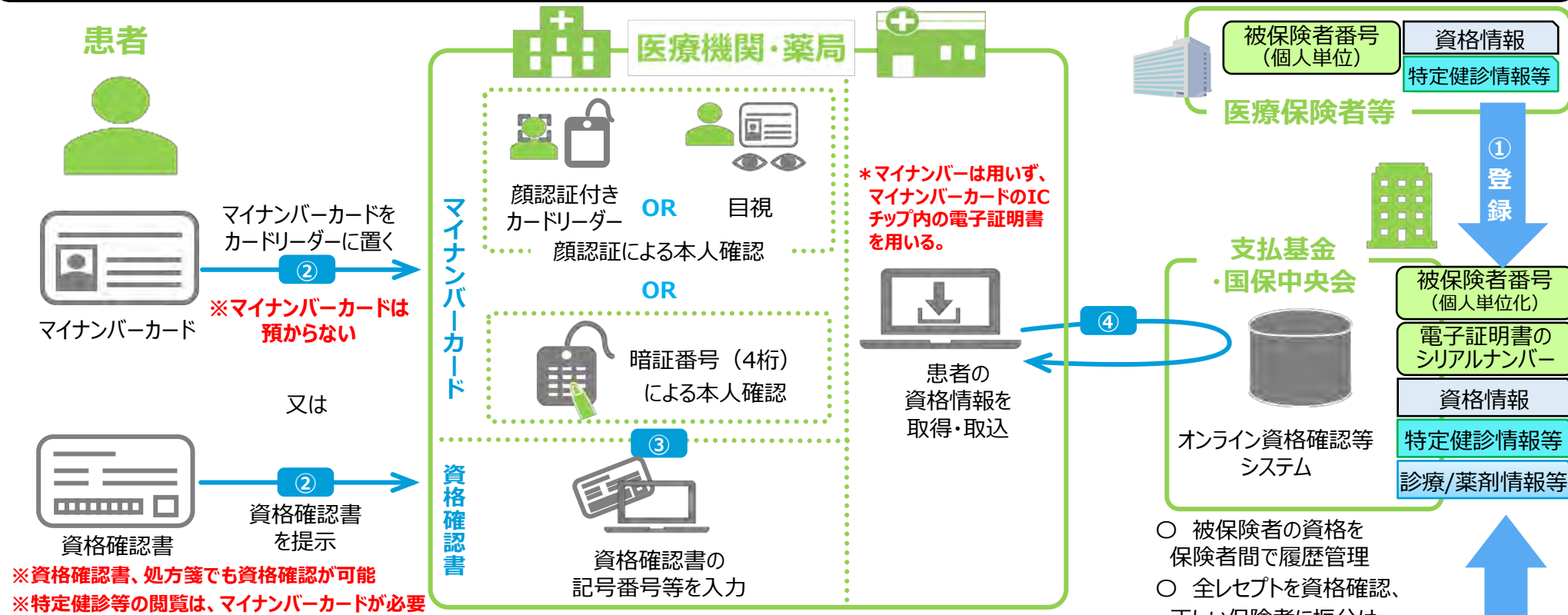
「個人単位化された被保険者番号」に相当する用語は、各医療保険制度等の特性に応じて、医療保険各法等に基づき、以下のとおり、定められている。

- ✓ 健康保険法：被保険者等記号・番号等（改正後の第194条の2第1項）
- ✓ 船員保険法：被保険者等記号・番号等（改正後の第143条の2第1項）
- ✓ 国民健康保険法：被保険者記号・番号等（改正後の第11条の2第1項）
- ✓ 国家公務員共済組合法：組合員等記号・番号等（改正後の第112条の2第1項）
- ✓ 地方公務員等共済組合法：組合員等記号・番号等（改正後の第144条の24の2第1項）
- ✓ 私立学校教職員共済法：加入者等記号・番号等（改正後の第45条第1項）
- ✓ 高齢者医療確保法：被保険者番号等（改正後の第161条の2第1項）

- ※ 国民健康保険には、被扶養者という概念は無く、加入者は全て被保険者となる
- ※ 国家公務員共済組合・地方公務員等共済組合では、被保険者に相当する者は「組合員」とされる
- ※ 私立学校教職員共済では、被保険者に相当する者は「加入者」とされる
- ※ 後期高齢者医療制度は、個人単位の仕組みであり、既に被保険者番号が個人単位化されている

# オンライン資格確認の導入（マイナンバーカードの保険証利用）について

- オンライン資格確認等システムの導入により、
  - ① 医療機関・薬局の窓口で、**患者の方の直近の資格情報等（加入している医療保険や自己負担限度額等）が確認できる**ようになり、期限切れの資格確認書による受診で発生する過誤請求や手入力による手間等による**事務コストが削減**できます。
  - ② また、マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において特定健診等の情報や診療/薬剤情報を閲覧できるようになり、**より良い医療を受けられる環境**となります（マイナポータルでの閲覧も可能）。



患者・一般の方



## マイナポータル

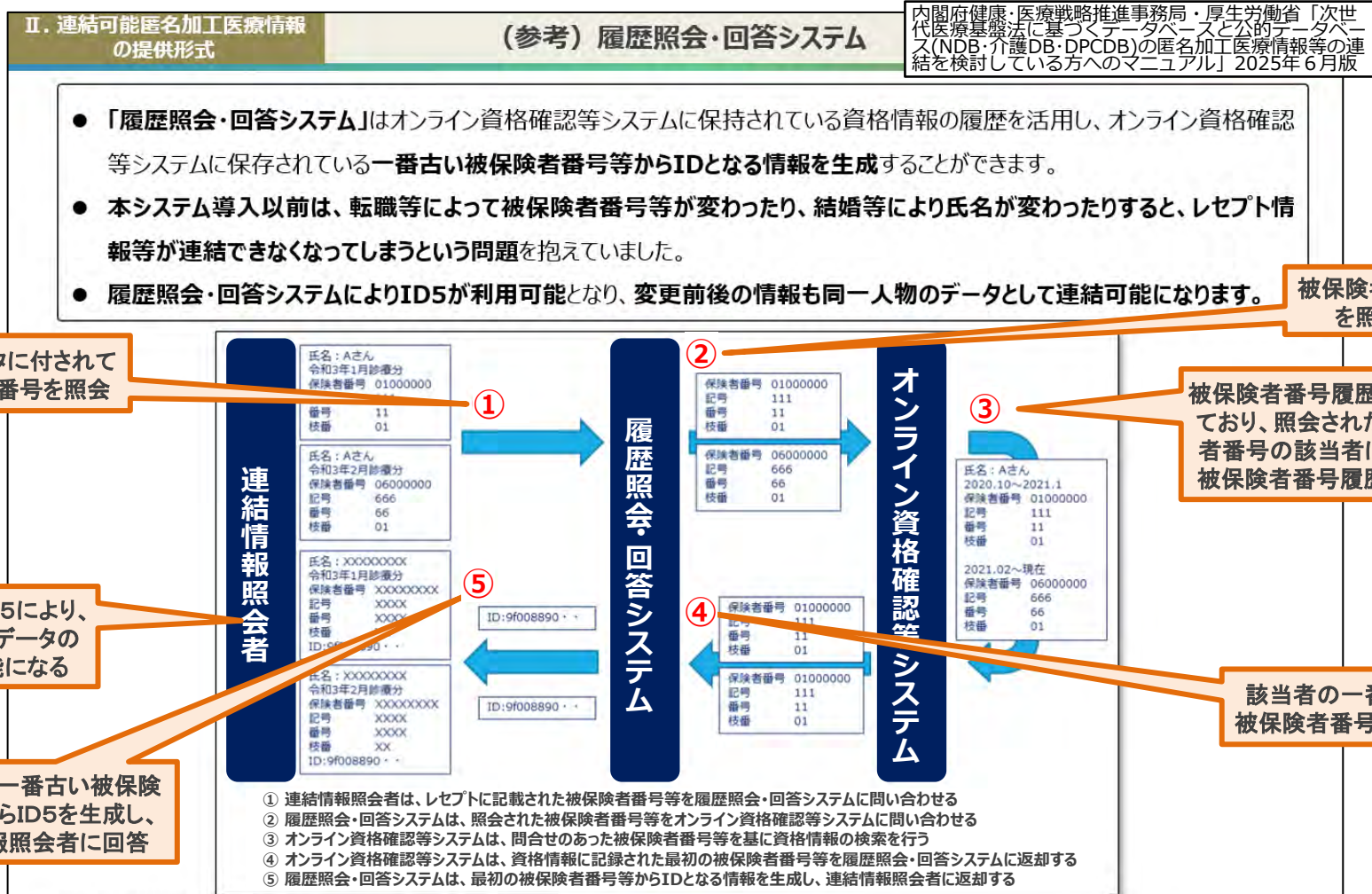
※ 政府が提供している、オンラインで自分の情報が  
見られる等の機能を有する自分専用のサイト



閲覧

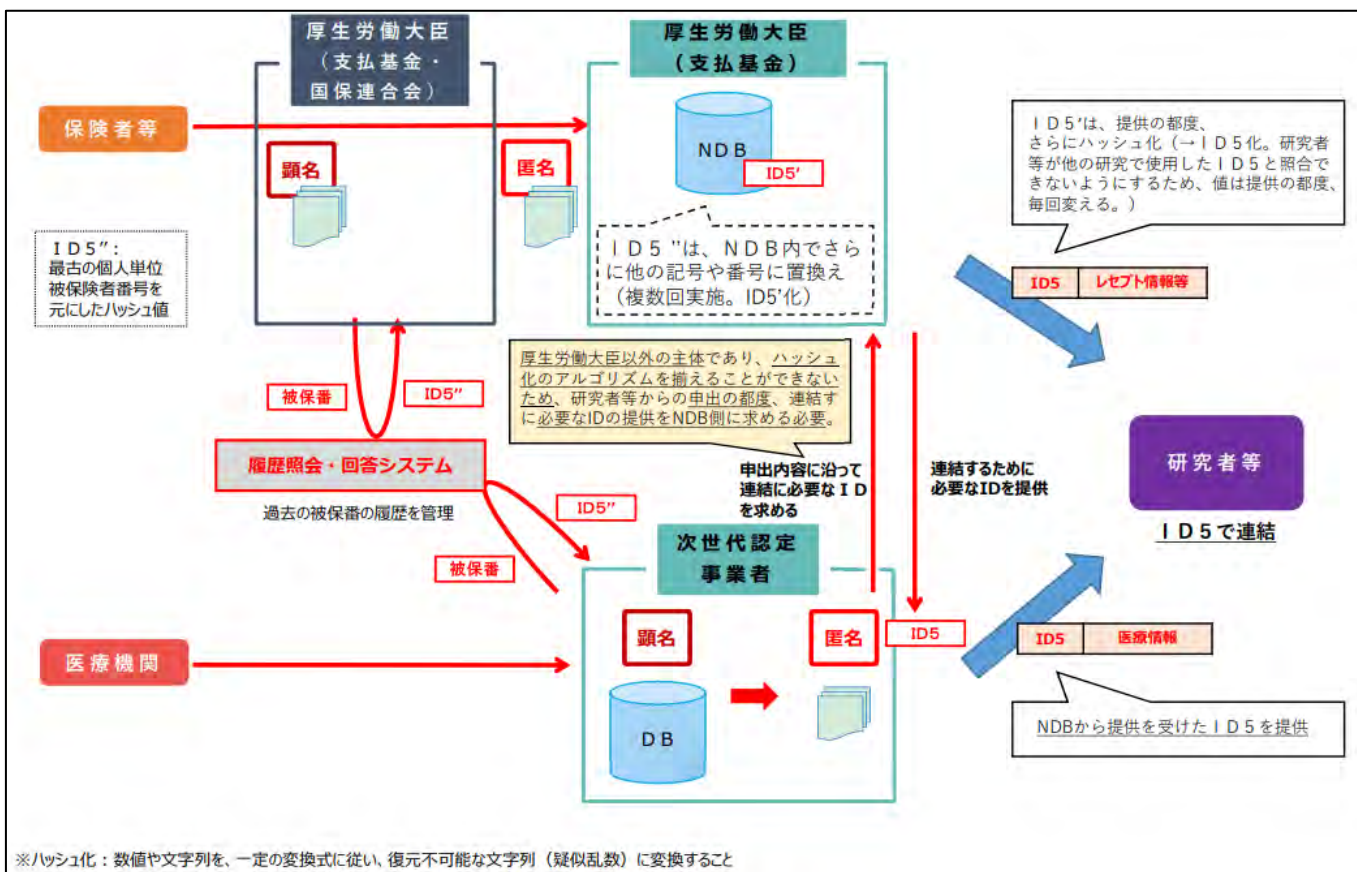
# 被保険者番号によるデータ連結の方法

- オンライン資格確認等システムにおいて被保険者番号履歴が管理されており、転職等により被保険者番号が変わっている場合でも、「履歴照会・回答システム」によって、オンライン資格確認等システムに保存されている一番古い被保険者番号から、IDとなる情報（ID5）を生成することができる。
- 複数の医療機関や研究機関等のデータに被保険者番号が付されていれば、転職等により被保険者番号が変わっている場合でも、ID5により、同一人物のデータの連結が可能である。



【連結が可能になる仕組み】

- 次世代DBの提供データと公的DBの提供データを**連結可能にする提供用ID**は、認定作成事業者が保有する医療情報に含まれる**被保険者番号等（ID5）**または**カナ氏名・生年月日・性別等（ID4）**（以下、「被保険者番号等」という）をキーとして、**支払基金（以下、国保中央会も含む。）**が生成し、提供用IDが付与された連結可能匿名加工医療情報は認定作成事業者が、公的DBの提供用データは厚生労働省が提供します。
- 提供用IDはハッシュ化された値であり、提供用IDにより個人を特定することはできません。



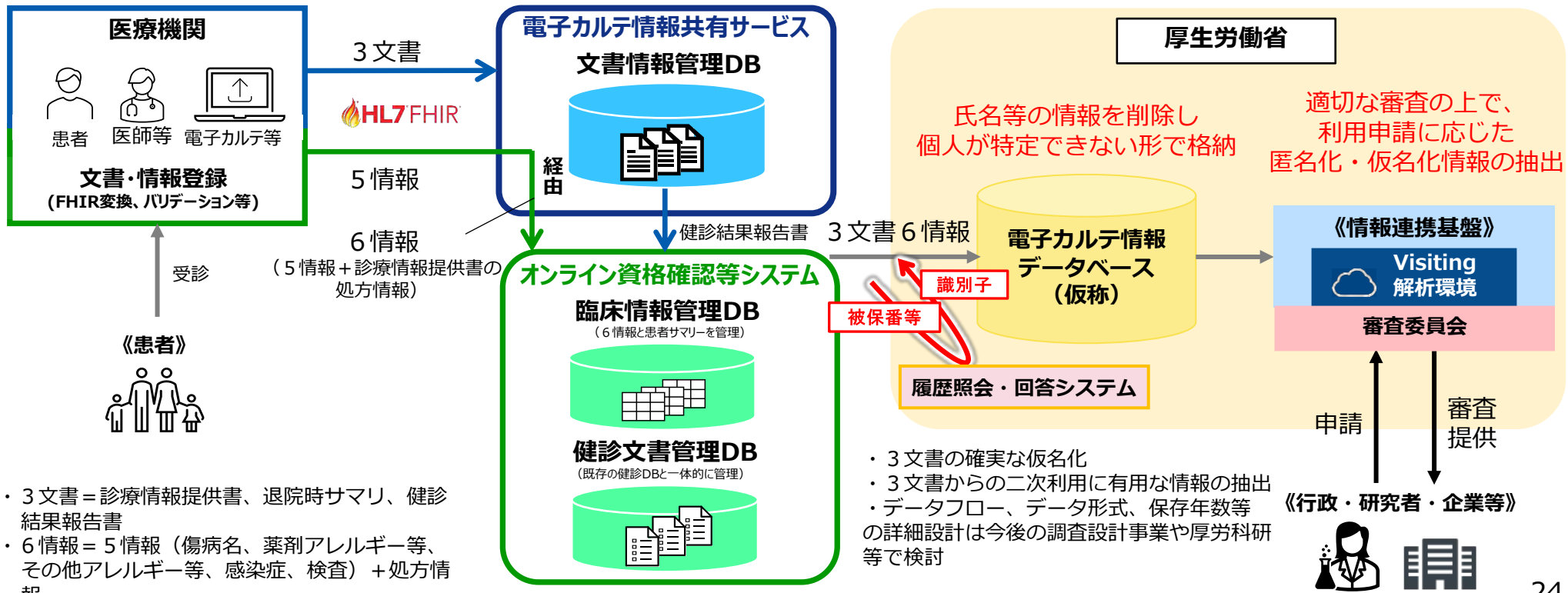


# 電子カルテ情報共有サービスで共有される臨床情報の二次利用について

## 今後の対応方針（案）

- 電子カルテ情報共有サービスで共有される臨床情報（3文書6情報）について、NDB等の運用を踏まえ、**それだけで本人の特定が可能となる情報（氏名等）を削除・変換し、今後新たに構築するデータベースに格納する。**その上で、他の公的DBと同様に、**審査委員会において適切な審査を行った上で、匿名化・仮名化情報の利用・提供を可能とする。**
- 本DBは、他の公的DBと同様、**厚生労働大臣が保有するDBとして法律に規定し、匿名化情報を扱う場合よりも厳格な管理を担保するため、厚生労働大臣と利用者が遵守すべき事項（保護措置）を設けて運用していく。**

※なお、今後の調査設計事業の中で、電子カルテ情報データベース（仮称）のシステム構築に向けた仕様書を作成予定。**その具体的な制度設計については、医療関係団体等の関係者や利活用者等の意見を踏まえながら検討。**



# 生活保護の受給者番号等

- 生活保護の受給者番号等（公費負担者番号及び受給者番号）についても、履歴照会・回答システムが活用可能であり、これにより、令和6年3月1日から、データの連結が可能となっている。

## （参考）履歴照会・回答システムに係る規定

### 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）（抄）

（保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供）

第十二条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十七条の規定により厚生労働大臣から委託を受けて同法第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報（以下この項において「医療保険等関連情報」という。）を収集する者、介護保険法第百十八条の十の規定により厚生労働大臣から委託を受けて同法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報（以下この項において「介護保険等関連情報」という。）を収集する者その他の保健医療等情報（法律の規定に基づき調査若しくは分析又は利用若しくは提供が行われる医療保険等関連情報、介護保険等関連情報その他の情報であってその調査若しくは分析又は利用若しくは提供が国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するものとして厚生労働省令で定める情報をいう。以下この項において同じ。）を収集する者として厚生労働省令で定める者（以下この条において「連結情報照会者」という。）は、保健医療等情報を正確に連結するため、支払基金又は連合会に対し、当該保健医療等情報に係る医療保険被保険者番号等（健康保険法第百九十四条の二第一項に規定する被保険者等記号・番号等その他の厚生労働省令で定める番号、記号その他の符号をいう。次項において同じ。）を提供した上で、保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものの提供を求めることができる。

2・3 （略）

### 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第34号）（抄）

（法第十二条第一項の厚生労働省令で定める情報等）

第八条 （略）

2 法第十二条第一項の厚生労働省令で定める番号、記号その他の符号は、健康保険法第百九十四条の二第一項に規定する被保険者等記号・番号等、船員保険法第百四十三条の二第一項に規定する被保険者等記号・番号等、防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条第七項に規定する自衛官診療証記号・番号等、私立学校教職員共済法第四十五条第一項に規定する加入者等記号・番号等、国家公務員共済組合法第百十二条の二第一項に規定する組合員等記号・番号等、国民健康保険法第百十一条の二第一項に規定する被保険者記号・番号等、地方公務員等共済組合法第百四十四条の二十四の二第一項に規定する組合員等記号・番号等、高齢者の医療の確保に関する法律第百六十一条の二第一項に規定する被保険者番号等、生活保護法第八十条の二第一項に規定する受給者番号等及び介護保険法第百十五条の四十七第十項の規定により市町村から同法第百十五条の四十五第二項第七号に掲げる事業の実施に係る事務の全部又は一部の委託を受けた者が被保険者（被保険者であった者を含む。）に係る情報を管理するための番号として当該被保険者ごとに定めるものとする。

3 法第十二条第一項の保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものは、第一項の表の下欄に掲げる者が社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に対し提供した医療保険被保険者番号等（法第十二条第一項に規定する医療保険被保険者番号等をいう。）により特定される者のそれぞれについて最初に定められた医療保険被保険者番号等を復号することができない方法により暗号化したものとする。

4 （略）

# 履歴照会・回答システムの活用主体

- 「履歴照会・回答システム」の活用主体については、データの収集根拠や利用目的等が法律で明確にされ、安全確保措置等が確保されている等の観点から、公的DBに係る事務の委託を受けた者、次世代医療基盤法の認定作成事業者が活用可能となっている。

## 医療等情報の連結推進に向けた被保険者番号活用の仕組みについて（令和元年10月2日医療等情報の連結推進に向けた被保険者番号活用の仕組みに関する検討会）（抄）

### 3. 履歴照会・回答システムの活用主体

他のデータベースとの連結解析に係る同意取得の必要性や、個人単位化された被保険者番号の履歴を活用するに当たっての安全確保措置等や適格性の確認といったことも加味すると、①データの収集根拠、利用目的などが法律（委任を受けた下位法令を含む。以下同じ。）で明確にされていること（被保険者番号の履歴を活用すること及びその活用範囲等が法律で明らかになること）、②保有するデータの性質に応じて、講ずべき安全管理措置等が個別に検討され、確保されているものであること、③データベースの第三者提供が行われる場合は、当該提供スキームが法律に規定され、提供先に係る照合禁止規定など、必要な措置が設けられているものであることが必要である。

### 履歴照会・回答システムに係る規定

#### 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）（抄）

（保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供）

第十二条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十七条の規定により厚生労働大臣から委託を受けて同法第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報（以下この項において「医療保険等関連情報」という。）を収集する者、介護保険法第百十八条の十の規定により厚生労働大臣から委託を受けて同法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報（以下この項において「介護保険等関連情報」という。）を収集する者その他の保健医療等情報（法律の規定に基づき調査若しくは分析又は利用若しくは提供が行われる医療保険等関連情報、介護保険等関連情報その他の情報であってその調査若しくは分析又は利用若しくは提供が国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するものとして厚生労働省令で定める情報をいう。以下この項において同じ。）を収集する者として**厚生労働省令で定める者（以下この条において「連結情報照会者」という。）**は、保健医療等情報を正確に連結するため、**支払基金又は連合会に対し、当該保健医療等情報に係る医療保険被保険者番号等（健康保険法第百九十四条の二第一項に規定する被保険者等記号・番号等その他の厚生労働省令で定める番号、記号その他の符号をいう。次項において同じ。）を提供した上で、保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものの提供を求めることができる。**

#### 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第34号）（抄）

（法第十二条第一項の厚生労働省令で定める情報等）

第八条 法第十二条第一項の調査若しくは分析又は利用若しくは提供が国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するものとして厚生労働省令で定める情報は、次の表の上欄に掲げる情報とし、同項の厚生労働省令で定める者は、同欄に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。

厚生労働省令で定める情報	厚生労働省令で定める者
健康保険法第七十七条第三項に規定する診療等関連情報	健康保険法第百五十条の九の規定により厚生労働大臣から同法第七十七条第二項に規定する調査に係る事務の委託を受けた者
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の四第五項に規定する同意小児慢性特定疾病関連情報	児童福祉法第二十一条の四の九の規定により厚生労働大臣から同法第二十一条の四第一項に規定する調査及び研究に係る事務の委託を受けた者
高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報	高齢者の医療の確保に関する法律第十七条の規定により厚生労働大臣から医療保険等関連情報の調査及び分析を行う事務の委託を受けた者
介護保険法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報	介護保険法第百十八条の十の規定により厚生労働大臣から介護保険等関連情報の調査及び分析を行う事務の委託を受けた者
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十七条第五項に規定する同意指定難病関連情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第二十七条の九の規定により厚生労働大臣から同法第二十七条第一項に規定する調査及び研究に係る事務の委託を受けた者
医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第二条第一項に規定する医療情報	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第十条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者及び同法第三十四条第一項に規定する認定仮名加工医療情報作成事業者

# 被保険者番号の確認方法

○ 被保険者番号は、マイナポータルや資格確認書で確認することができる。

## マイナポータルでの確認方法



## 資格確認書での確認方法

(マイナ保険証を保有していない方全てに無償で申請によらず交付されている)

〇〇都道府県	有効期限	年	月	日
国民健康保険	発効期日	年	月	日
資格確認書				
記号	番号	(枝番)		
氏名	性別			
生年月日	年月日	負担割合	割	
適用開始年月日	年月日			
交付年月日	年月日			
世帯主氏名				
住所				
保険者番号				
交付者名				印

←保険者によって様式・発行形態が異なる。

(出典) 厚生労働省HP、マイナポータルHP

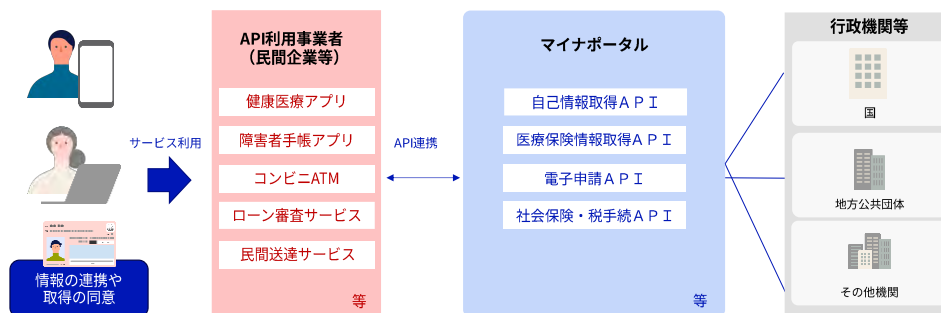
# マイナポータルAPIによる被保険者番号の取得

- マイナポータルAPIの連携により、Webサービスやキオスク端末等を利用する民間事業者が本人確認・本人同意の上で被保険者番号を取得することができる。

## マイナポータルAPIで行政の情報を民間事業者なども利用可能

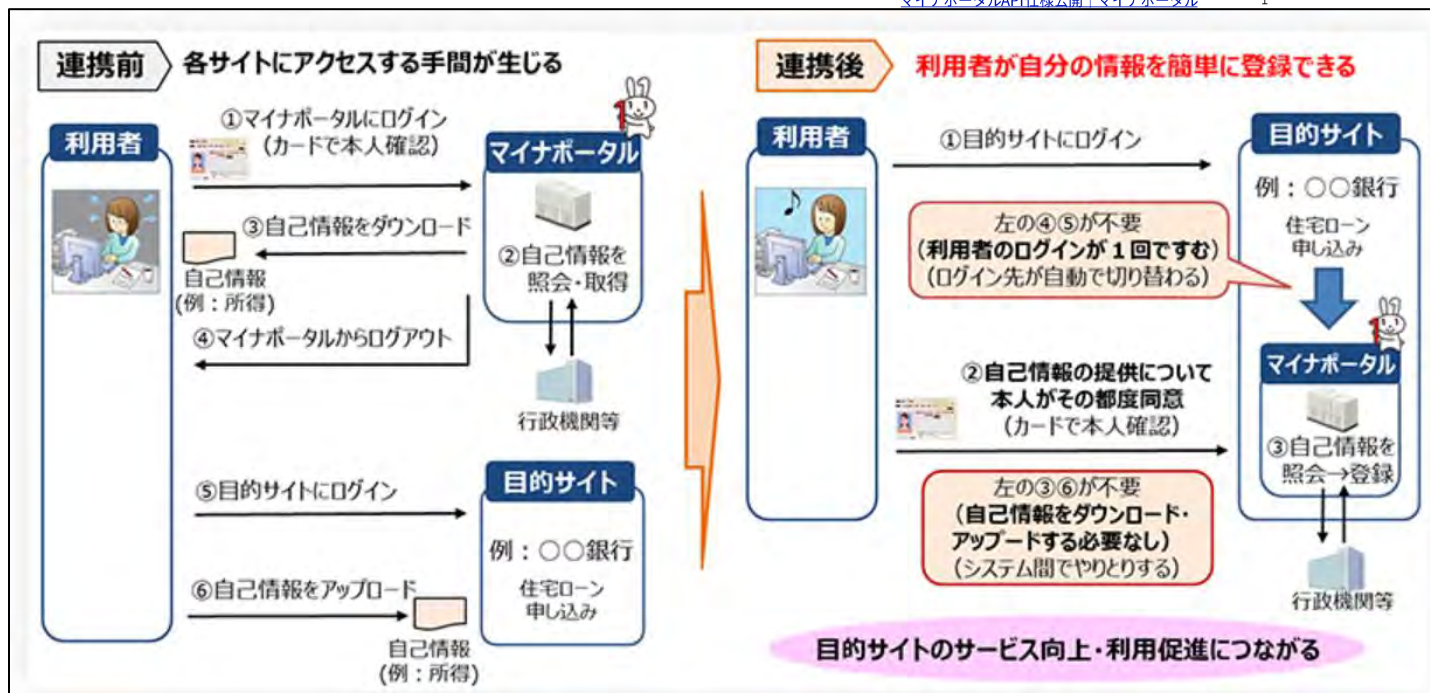
デジタル庁はマイナポータルで提供する機能を官民問わずAPIとして提供することで、自己情報や申請機能を活用した官民の様々なサービスへの利用を促進しています。

2025年10月時点で、約200以上のサービスでマイナポータルAPIが活用されています。



マイナポータルAPI仕様公開 | マイナポータル

1



# 被保険者番号に係る告知要求制限

- 令和2年10月から、医療保険各法において、プライバシー保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で、被保険者番号の告知を求めることが禁止されている（告知要求制限）。
- 例外として、次世代医療基盤法に基づく医療情報の収集や認定作成事業のほか、大学・研究機関等による公衆衛生の向上及び増進に関する研究、民間事業者等による医療分野の研究開発に資する分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く）等が定められ、被保険者番号の告知を求めることが認められている。

## （参考）告知要求制限に係る規定

**健康保険法（大正11年法律第70号）（抄）** ※その他の医療保険各法等についても同様の規定がおかれている。

（被保険者等記号・番号等の利用制限等）

第百九十四条の二（略）

2 厚生労働大臣等以外の者は、健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者等記号・番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

3～6（略）

**健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）（抄）**

（法第百九十四条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）

第百五十六条の二（略）

2 法第百九十四条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 保険者（前項第四号及び第五号に掲げる者を除く。）又は高齢者医療確保法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合が、医療保険各法（法を除く。）若しくは高齢者医療確保法に基づく事業又は当該事業に関連する事務を行う場合
- 二 保険者から委託を受けた者が、当該委託を受けた健康保険事業に関連する事務を行う場合
- 三 被保険者の同意を得た者又は被保険者から委託を受けた者が、それぞれ当該同意を得た又は当該委託を受けた保険者（当該保険者から委託を受けた者を含む。）に対する保険給付に係る請求その他の行為を行う場合
- 四 国立研究開発法人国立がん研究センターが、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律百十一号）第二十三条第一項の規定により厚生労働大臣から委任を受けた事務を行う場合
- 五 がん登録等の推進に関する法律第二十四条第一項の規定により都道府県知事から事務の委任を受けた者が、当該事務を行う場合
- 六 独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十五条第一項第五号八に掲げる業務又は同号へに掲げる業務（同号八に掲げる業務に附帯する業務に限る。）を行う場合
- 七 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第十条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者又は同法第三十四条第一項に規定する認定仮名加工医療情報作成事業者が、それぞれ同法第二条第六項に規定する匿名加工医療情報作成事業又は同条第七項に規定する仮名加工医療情報作成事業を行う場合
- 八 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第二条第五項に規定する医療情報取扱事業者が、同法第五十二条第一項各号又は第五十七条第一項各号に掲げる事項について通知を受けた本人に係る同法第二条第一項に規定する医療情報を取得する場合
- 九 第四号から第八号までに掲げる場合のほか、次のイから八までに掲げる者の区分に応じ、当該イから八までに定めるものを行う場合
  - イ 国の行政機関（前項第一号から第三号までに掲げる者を除く。）適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査
  - ロ 大学、研究機関その他の学術研究を目的とする機関又は団体 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究
  - ハ 民間事業者等のうち第百五十五条の五第一号から第四号までのいずれにも該当しないもの 医療分野の研究開発に資する分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）
- 十 高齢者医療確保法第二十条に規定する特定健康診査、高齢者医療確保法第二十四条に規定する特定保健指導、労働安全衛生法第六十六条第一項に規定する健康診断その他の健康診断を実施する機関が、当該健康診断を実施する場合
- 十一 社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）が、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項各号に掲げる業務を行う場合
- 十二 独立行政法人環境再生保全機構が、石綿による健康被害の救済に関する法律第十一条の規定により医療費を支給する場合
- 十三 法第百五十条の九の規定により厚生労働大臣から法第七十七条第二項に規定する調査に係る事務の全部又は一部の委託を受けた者（第百五十五条の九に規定する者に限る。）が、当該事務を行う場合

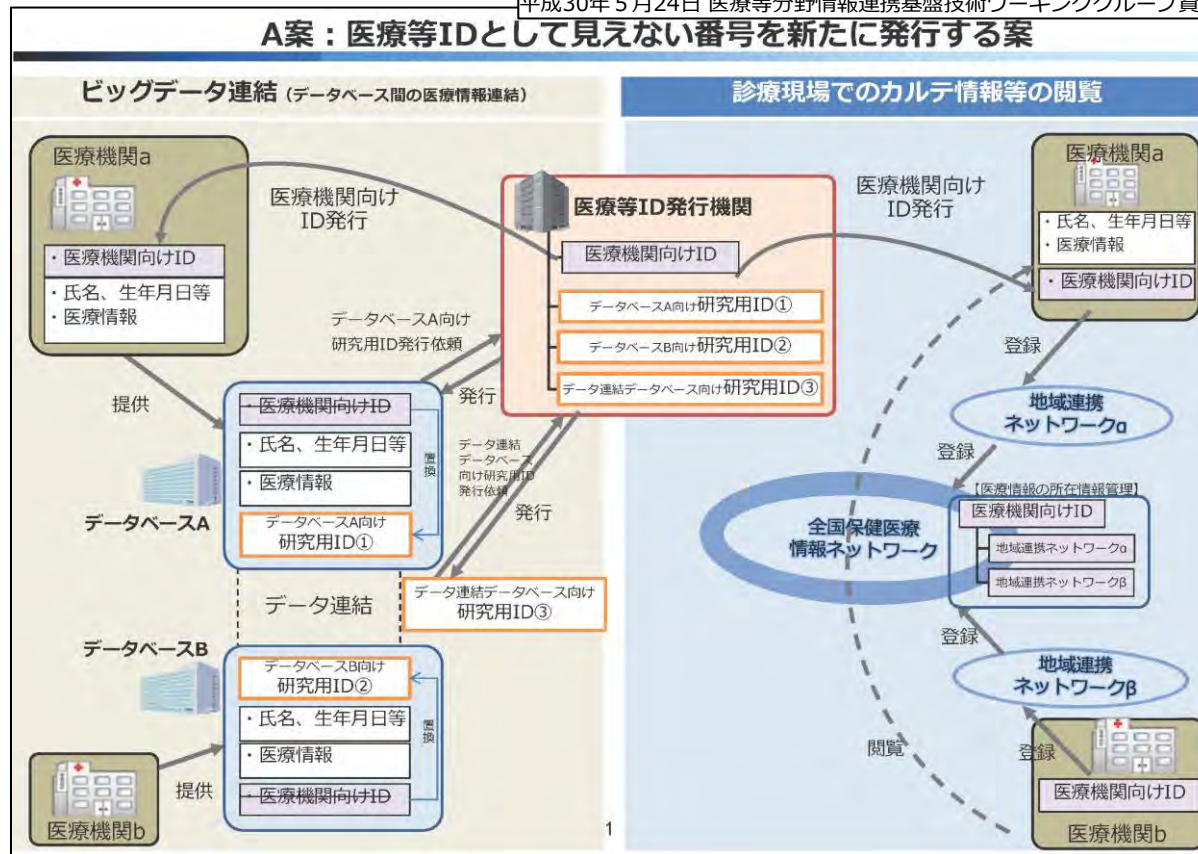
# 医療における新たな識別子に係る過去の検討

- 平成30年の厚生労働省の検討会において、
  - ・ 医療等分野において新たな識別子を発行する仕組みについては、識別子を発行・管理するためのシステムの構築が必要となるほか、医療機関側のシステム改修が必要となるとされた。
  - ・ 被保険者番号履歴を活用する仕組みは、既存のシステムやインフラの活用が可能であり、二重投資を回避し、医療機関等におけるシステム改修等を極力抑えて、効率的に医療情報等の共有・収集・連結を行うことが可能とされた。

## 「医療等分野における識別子の仕組みについて」（平成30年8月 医療等分野情報連携基盤検討会）（抄）

- 新たな識別子を発行する仕組みにおいては、識別子を発行・管理するためのシステムの構築が必要となるほか、医療機関側において、当該識別子を管理するためのシステム改修が必要となる。これに対し、被保険者番号履歴を活用する仕組みの場合には、既存のシステムやインフラの活用が可能であり、二重投資を回避し、医療機関等におけるシステム改修等を極力抑えて、効率的に医療情報等の共有・収集・連結を行うことが可能となる。

平成30年5月24日 医療等分野情報連携基盤技術ワーキンググループ資料



# 患者の識別子（論点）

- 医療等情報の利活用に当たって、各種データを共通の患者識別子で横断的に解析可能にしていくことは重要であり、患者の識別子に係る以下の案について、どのように考えるか。

案 (具体的な内容は関係省庁や関係者と調整していくことが必要)	考えられる主なメリット	考えられる主な課題
<p>【案1】 マイナンバーを患者の識別子として活用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全住民一人に一つ付番されており、分野横断で一つの識別子となり、個人を特定することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバー法の目的は、行政機関等がマイナンバーを用いることで、行政運営の効率化や国民の利便性の向上を図ることであり、行政分野以外での利用は法の目的との整合に問題がある。</li> <li>マイナンバー制度の創設時の検討過程において、医療情報は機微性が高いため、医療分野は、マイナンバーとは別の番号とする整理がなされた。その後の検討を経て被保険者番号を個人単位化することが現実的とされた経緯を踏まえても、マイナンバーと機微性の高い医療情報を紐づけ・名寄せすることについてはプライバシー保護の観点から問題がある。</li> <li>個人の識別性が高いマイナンバーの利用範囲についてもマイナンバー法で厳格に規定したうえで、各行政機関等において個人情報分散管理の仕組みとしており、医療機関や研究者等を含む民間に利用主体を広げることや、マイナンバーをキーに情報を集約しデータベースを構築することは、マイナンバー法の趣旨を没却する。</li> <li>医療機関等の医療等情報の保有者が、情報提供ネットワークシステム（マイナンバー法に基づき、暗号など容易に復元できない通信方法によって特定個人情報をやり取りするためのネットワークシステム）に接続するためのシステム改修、マイナンバーを利用するための安全管理措置、収集した医療情報を副本登録する手間やコストが生じるが、医療の現場の理解が得られるか。</li> </ul>
<p>【案2】 被保険者番号を患者の識別子として活用する。</p> <p>※ オンライン資格確認等システムにある被保険者番号の履歴は、マイナンバーを交換した番号に紐づいて管理されており、当該システムや履歴照会・回答システムを活用すれば、転職等で被保険者番号が変わっても、同一人物の情報については紐づけることが可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民皆保険の下で、被保険者番号は多くの医療機関の保険診療で利用されている。</li> <li>個人単位化された被保険者番号、履歴照会・回答システム、ID5の生成といった既存の仕組み・システムを活用できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関以外の医療等情報の保有者に、被保険者番号を収集する負担が生じる。</li> <li>本人が自らの被保険者番号を把握していない場合がある。</li> <li>被保険者番号が付与されないデータは、ID5(被保険者番号)での連結ができず、ID4(カナ氏名、生年月日、性別)等での連結となり精度が低下する。</li> <li>履歴照会・回答システムは、安全確保等の観点から、公的DBに係る事務の委託を受けた者、次世代医療基盤法の認定作成事業者が活用可能であることを踏まえた対応が必要。</li> </ul>
<p>【案3】 医療等情報の利活用のための新たな患者の識別子を創設する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療等情報の利活用の目的に応じた識別子を作成できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな識別子の発行・管理のための新たなシステムの構築が必要となる。</li> <li>医療機関等の医療等情報の保有者に、医療等情報の利活用のための新たな識別子を収集する負担が生じる。</li> </ul>

※ 前回の検討会で、対象となる医療等情報の検討を行い、次回以降の検討会で、患者等の権利利益の保護、情報連携基盤、費用負担等について検討する予定。その後にもまた、対象となる医療等情報の検討に戻ることを想定。